

# 岐 阜 県 公 報

第 百 四 十 九 号  
令 和 二 年 十 月 三 十 日

( 金 曜 日 )

## 目 次

### 規 則

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

(人 事 課) 五三六<sup>ハ</sup>

岐阜産業会館の設置及び管理に関する条例施行規則及び岐阜産業会館指定管理者審査委員会規則を廃止する規則

(商 工 政 策 課) 五三五

### 告 示

知事等が実施する各種試験の結果の情報提供に関する実施要綱により結果を提供する試験に関する告示の一部改正

(法 務 ・ 情 報 公 開 課) 五三六

岐阜産業会館運営管理協議会規約の一部を改正する規約

(商 工 政 策 課) 五三六

保安林に指定する予定である旨の通知

(治 山 課) 五三六

道路の供用開始

(道 路 維 持 課) 五三七

### 公 示

土地改良区役員の退任及び就任

(西濃農林事務所) 五三七

## 規 則

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第百一号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則(平成十八年岐阜県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第五十条の表九の部河川砂防課の項中「河川砂防係」の下に「災害復旧係」を加える。

### 附 則

この規則は、令和二年十一月一日から施行する。

岐阜産業会館の設置及び管理に関する条例施行規則及び岐阜産業会館指定管理者審査委員会規則を廃止する規則をここに公布する。

令和二年十月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第百二号

岐阜産業会館の設置及び管理に関する条例施行規則及び岐阜産業会館指定管理者審査委員会規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

一 岐阜産業会館の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和四十五年岐阜県規則第百二号）

二 岐阜産業会館指定管理者審査委員会規則（平成二十五年岐阜県規則第五十七号）

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第四百二十七号

知事等が実施する各種試験の結果の情報提供に関する実施要綱により結果を提供する試験に関する告示（平成七年岐阜県告示第二百十六号）の一部を次のように改正し、令和二年度に実施する試験から適用する。

令和二年十月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

別表一 県立障がい者職業能力開発校入校生選考の項提供場所（特別窓口）の欄中「回」を「漏立樹がい味難難能力強強」に改める。

岐阜県告示第四百二十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の六の規定により、岐阜産業会館運営管理協議会規約を次のとおり変更した。

令和二年十月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜産業会館運営管理協議会規約の一部を改正する規約

岐阜産業会館運営管理協議会規約の一部を次のように改正する。

第一条中「岐阜産業会館」の下に「岐阜市六条南二丁目十一番一から十一番六までに所在する土地、建物その他の財産をいう。」を加える。

第四条中「の各号」を削り、同条第二号を削り、同条第三号中「及び使用料徴収の委託」を削り、同条を同条第二号とし、同条中第四号を第三号とする。

第五条中「岐阜産業会館内」を「岐阜市六条南二丁目十一番六号」に改める。

第十八条の見出し中「又は公の施設の設置、管理及び廃止」を削り、同条第一項中「又は公の施設」を削り、「若しくは処分し、又は設置し、若しくは廃止する」を「又は処分する」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「又は公の施設」を削り、「行なう」を「行う」に改め、同条第四項中「行なう」を「行う」に改める。

附 則

この規約は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県告示第四百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和二年十月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所  
岐阜市大字打越字北山五五の一、五九の一、六〇、六一の二の一、六三の四
- 二 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐は、択伐による。
    - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び岐阜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年十月三十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十月三十日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
見国府線	高山市国府町八日町字馬道一八四〇番三地先から	同市同町同字六郎谷一八六八番九地先まで	八・〇	令和 二〇二〇・三	平成 二四・九六

岐阜県告示第四百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年十月三十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十月三十日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
一般国道	二百四十八号	多治見市若松町四丁目一番二地先から 同市光ヶ丘二丁目六四番地先まで	九・〇	令和 二〇二〇・三	平成 二六・六二〇 令和 二〇二〇・三・七 平成 二五・一五

公 示

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

令和二年十月三十日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住 所
関市肥田 瀨用水土 地改良区	令和 二〇二〇・三	理事長	塚原 照男	関市肥田瀨 一三〇五番地
		理事	兼松 正勝	関市肥田瀨 一六四七番地
		理事	塚原 正和	関市肥田瀨 一五九八番地
		理事	上野 昌弘	関市肥田瀨 九三六番地
		理事	佐藤 恒雄	関市鑄物師屋三丁目 三三九三番地 六番一二号

就任した役員

土 改 関 瀨 地  
良 区 市 用 肥 水 肥 田  
名 地 名 田 田 田 田 田 田  
令 就 年 就  
和 月 日 任  
二 一 〇 三

役名	氏名	住 所
理事	石原 功一	関市平賀町四丁目 二二三
理事	前 島 忠 史	関市弥生町一丁目 二番十号
理事	大 塚 道 夫	関市铸物師屋七丁目 一番一六号
理事	塚 原 明	関市肥田瀬 九七四番地一
理事	塚 原 明	関市平賀町六丁目 五六番
理事	早 川 信 義	関市铸物師屋三丁目 二番六七号
総括監事	遠 藤 兵 庫	関市肥田瀬 一五七〇番地一
監事	上 野 茂 久	関市肥田瀬 四七一番地
監事	山 田 久 吉	関市関口町四丁目 一二番
監事	大 野 義 弘	関市平賀町六丁目 一八番
理事長	塚 原 照 男	関市肥田瀬 一三〇五番地
会計理事	前 島 忠 史	関市弥生町一丁目 二番十号
理事	兼 松 正 勝	関市肥田瀬 一五九八番地
理事	櫻 井 勇	関市肥田瀬 一〇八一番地一
理事	粥 川 良 平	関市肥田瀬 三二八四番地
理事	佐 藤 恒 雄	関市铸物師屋三丁目 六番一二号
理事	塚 原 明	関市平賀町六丁目 五六番地
理事	早 川 重 幸	関市福河町 一番八号
理事	遠 藤 征 三	関市肥田瀬 一五七七番地一
理事	服 部 浩 三	関市肥田瀬 一五一六番地
理事	石 原 功 一	関市平賀町四丁目 二二番地
理事	伊 佐 地 誠	関市平賀町六丁目 四七番地
総括監事	早 川 信 義	関市铸物師屋三丁目 二番六七号
監事	山 田 久 吉	関市関口町四丁目 一二番地

監事 木内 偉雄 関市肥田瀬 一五二八番地五  
 監事 上野 尚也 関市肥田瀬 三九二五番地一  
 員外監事 後藤 信介 関市倉知 九四

令和二年十月三十日発行

発行者 岐阜県庁  
 発行所 岐阜県庁  
 岐阜市数田南二丁目一番一号

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三 一 岐阜文芸社